

○国立大学法人秋田大学兼業規程

(平成 16 年 5 月 28 日規則第 143 号)

改正 平成 27 年 4 月 8 日一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則(平成 16 年規則第 50 号。以下「就業規則」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学(以下「大学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、継続又は定期的に次に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねること。(以下「営利企業の役員等の兼業」という。)
- (2) 職員が自己の名義で商業、工業又は金融業等を営むこと。(名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。)(以下「自営の兼業」という。)
- (3) 医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職を兼ねること。(以下「営利企業以外の団体の兼業」という。)
- (4) 公立、私立の学校、専修学校、放送大学学園等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。(以下「教育に関する兼業」という。)
- (5) 法律、政令、条例等により、国又は地方公共団体の行政機関(以下「国等の行政機関」という。)に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職を兼ねること又は当該機関に必要な応じて置かれている職を兼ねること。(以下「国等の行政機関の兼業」という。)
- (6) 独立行政法人又は特殊法人等の職を兼ねること。(以下「独立行政法人等の兼業」という。)
- (7) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の職を兼ねること。(以下「国立大学法人等の兼業」という。)
- (8) その他学長が必要と認める職を兼ねる場合
(承認の委任等)

第 2 条の 2 学長は、この規程による承認の権限の一部を部局長に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた部局長は、毎年4月及び10月の各末日までに報告月の前6か月分を取りまとめて、別紙様式による「兼業承認報告書」により学長に報告するものとする。

第2章 営利企業の役員等の兼業

第1節 営利企業の役員等の兼業

(営利企業の役員等の兼業)

第3条 営利企業の役員等の兼業は、原則として承認しない。ただし、次に掲げる役員等(役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員をいう。以下同じ。)の兼業で当該各兼業の承認基準のいずれにも該当する場合には、学長の承認を受けて従事することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員等を兼ねる場合
- (2) 研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合
- (3) 株式会社又は有限会社の監査役を兼ねる場合
- (4) 前3号に該当する場合のほか、営利企業の役員等を兼ねる場合
- (5) 営利企業の事業に直接関与するものでない場合

第2節 技術移転事業者の役員等の兼業

(技術移転事業者の役員等の兼業)

第4条 就業規則第2条第1項第3号に定める教育系職員(教授、准教授、講師及び助教の職にある者に限る。以下同じ。)が技術移転事業者の役員等を兼ねる場合には、様式第1号による技術移転兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

(技術移転事業者)

第5条 技術移転事業者とは、営利企業であって、次のいずれかの事業を実施するものをいう。

- (1) 大学における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置利用権及び回路配達利用権の認定の登録を受ける権利のうち大学以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の認定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、大学における研究の進展に資するもので、その実施計画について文部科学大臣及び経済産業大臣にその計画が適当である旨の承認を受けた事業を行う者(以下「承認事業」という。)
- (2) 大学における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者で、次に掲げるいずれにも適合している旨の文部科学大臣の認定を受けた事業を行う者(以下「大学認定事業」という。)

- イ 当該事業を的確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。
- ロ 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。
- ハ 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報提供において、特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(技術移転兼業の承認基準)

第6条 学長は、教育系職員から技術移転兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 技術移転兼業を行おうとする教育系職員が、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。
- (2) 教育系職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業及び大学認定事業に係るものであること。
- (3) 教育系職員と申請に係る技術移転事業者(親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業の申請前2年間に、教育系職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- (5) 教育系職員としての職務の遂行に支障を生じないこと。
- (6) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (7) 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (8) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(技術移転兼業の報告)

第7条 承認を受けて技術移転兼業を行う教育系職員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間ごとに、様式第2号による技術移転兼業状況報告書により、学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 技術移転事業者の名称

- (3) 技術移転事業者の役員等としての職務の内容
- (4) 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(技術移転兼業の承認の取消し)

第8条 学長は、技術移転兼業が第6条第1項各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(技術移転兼業終了後の業務の制限)

第9条 学長は、技術移転兼業の終了した日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した教育系職員を技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

第3節 研究成果活用企業の役員等の兼業

(研究成果活用企業の役員等の兼業)

第10条 教育系職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合(以下「研究成果活用兼業」という。)には、様式第3号による研究成果活用兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

(研究成果活用企業)

第11条 研究成果活用企業とは、営利企業であつて、研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

(研究成果活用兼業の承認基準)

第12条 学長は、教育系職員から研究成果活用兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 研究成果活用兼業を行おうとする教育系職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明、考案等(その帰属は問わない。)していること。
- (2) 教育系職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。
- (3) 教育系職員が申請に係る研究成果活用企業(親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業の申請前2年間に、教育系職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

- (5) 教育系職員が就こうとする役員等としての職務内容に、大学に対する契約の締結に係る折衝の業務(研究成果活用事業に係る業務を除く。)が含まれていないこと。
- (6) 教育系職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (7) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (8) 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (9) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、役員等の任期を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(休職)

第13条 学長は、教育系職員が承認を受けて従事している研究成果活用企業の役員等の職務に、主として従事する必要がある、教育系職員としての職務に従事することができないと認めるときは、就業規則第13条第1項第5号の規定に基づき休職とすることができる。

(研究成果活用兼業の報告)

第14条 承認を受けて研究成果活用兼業を行う教育系職員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間ごとに、様式第4号による研究成果活用兼業状況報告書により、学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 研究成果活用企業の名称
- (3) 研究成果活用企業の役員等としての職務の内容
- (4) 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(研究成果活用兼業の承認の取消し)

第15条 学長は、研究成果活用兼業が第12条第1項各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(研究成果活用兼業終了後の業務の制限)

第16条 学長は、研究成果活用兼業の終了した日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した教育系職員を研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

第4節 株式会社等の監査役の兼業

(株式会社等の監査役の兼業)

第 17 条 教育系職員が株式会社又は有限会社(以下「株式会社等」という。)の監査役を兼ねる場合(以下「監査役兼業」という。)には、様式第 5 号による監査役兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

(監査役兼業の承認基準)

第 18 条 学長は、教育系職員から監査役兼業の申請があった場合には、当該監査役兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 監査役兼業を行おうとする教育系職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を教育系職員の職務に関連して有していること。
- (2) 教育系職員が申請に係る株式会社等(親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 兼業の申請前 2 年間に、教育系職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- (4) 教育系職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (5) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (6) 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (7) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、監査役の任期等を考慮して定める期限を付して行うこと。

(監査役兼業の報告)

第 19 条 承認を受けて監査役兼業を行う教育系職員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を 4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの期間ごとに、様式第 6 号による監査役兼業状況報告書により、学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 株式会社等の名称
- (3) 株式会社等の監査役としての職務に従事した日時等
- (4) 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(監査役兼業承認の取消し)

第 20 条 学長は、監査役兼業が第 18 条第 1 項各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(監査役兼業終了後の業務の制限)

第21条 学長は、監査役兼業の終了した日から2年間は、当該監査役兼業に従事した教育系職員を株式会社等との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

第5節 その他の役員等の兼業

(その他の役員等の兼業)

第22条 教育系職員が技術移転兼業、研究成果活用兼業、監査役兼業以外で営利企業の役員等の職を兼ねる場合(以下「その他の役員等兼業」という。)には、様式第7号によるその他の役員等兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

(その他の役員等兼業の承認基準)

第23条 学長は、教育系職員からその他の役員等兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 教育系職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (3) 教育系職員が申請に係る営利企業(親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うこと。

(その他の役員等兼業の報告)

第24条 承認を受けてその他の役員等兼業を行う教育系職員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間ごとに、様式第8号によるその他の役員等兼業状況報告書により、学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 営利企業の名称
- (3) 営利企業の役員等としての職務の内容
- (4) 営利企業の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 営利企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(その他の役員等兼業の承認の取消し)

第25条 学長は、その他の役員等兼業が第23条第1項各号の承認の基準に適合しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第6節 営利企業の事業に直接関与しない兼業

(営利企業の事業に直接関与しない兼業)

第 26 条 職員が次に掲げる営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合(以下「営利企業の事業以外の兼業」という。)には、様式第 9 号による営利企業の事業に直接関与しない兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

- (1) 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものではない場合
- (2) 大学が管理する特許(出願中のものを含む。)の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。)に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 法令又は条例で、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合
- (6) 承認事業及び大学認定事業を実施する技術移転事業者(次号において同じ。)が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

(営利企業の事業以外の兼業の承認基準)

第 27 条 学長は、職員から営利企業の事業以外の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (3) 職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(営利企業の事業以外の兼業の承認の取消し)

第 28 条 学長は、営利企業の事業以外の兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第 3 章 自営の兼業

(自営の兼業)

第 29 条 職員が不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の兼業若しくは不動産又は駐車場の賃貸以外の自営の兼業を行おうとする場合には、様式第 10 号による自営の兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

(自営の兼業の承認基準)

第 30 条 学長は、職員から自営の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

- イ 職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、物品購入契約、工事契約関係等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること等(親族による管理も含む。)により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ハ 職員として職務の遂行に支障が生じないこと。
- ニ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- ホ 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- ヘ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合

- イ 職員と当該事業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- ロ 職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- ニ 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- ホ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- ヘ 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- ト その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(自営の兼業の承認の取消し)

第 31 条 学長は、自営の兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなると認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4章 営利企業以外の兼業

第1節 営利企業以外の団体の兼業

(営利企業以外の団体の兼業)

第32条 職員が営利企業以外の団体の兼業を行おうとする場合には、様式第11号による兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるものは原則として承認しない。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長(医療、療養機関の長を含む。)を兼ねる場合
 - (2) 学校法人及び放送大学学園の役員(理事長、理事、監事)及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員(理事長、理事、監事)及び学校(園)長を兼ねる場合
 - (3) 公益法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)の役員(会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員等をいう。次項及び第50条において同じ。)を兼ねる場合
 - (4) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
 - (5) 部局長等が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
 - (6) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合
 - (7) その他兼業によって職責遂行に支障をきたすおそれがある場合
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる法人等の役員を兼ねる場合には、承認することができる。
- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等の役員を兼ねる場合
 - (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等の役員を兼ねる場合
 - (3) 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等の役員を兼ねる場合
 - (4) 育英奨学に関する法人等の役員を兼ねる場合
 - (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等の役員を兼ねる場合
 - (6) その他教育、学術、文化、スポーツの振興及び健康、福祉の向上を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められる場合
- (営利企業以外の団体の兼業の承認基準)

第33条 学長は、職員から営利企業以外の団体の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (3) 職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業することにより、大学の職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障がないこと。

(営利企業以外の団体の兼業の承認の取消し)

第 34 条 学長は営利企業以外の団体の兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第 2 節 教育に関する兼業

(教育に関する兼業)

第 35 条 教育系職員が次に掲げる教育に関する兼業を行おうとする場合には、様式第 11 号による兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務(庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。)に従事する職を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる委員会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体(文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (5) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職を兼ねる場合は、原則として承認しない。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 部局長が教育委員会の委員を兼ねる場合

(4) 学校法人，放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合

(5) 国会，裁判所，防衛庁，公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

(教育に関する兼業の承認基準)

第 36 条 学長は，教育系職員から教育に関する兼業の申請があった場合には，当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは，これを承認するものとする。

(1) 教育系職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため，職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。

(3) 教育系職員が申請に係る兼業先との間に，物品購入契約，工事契約等の契約関係又は許可，認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

(4) 兼業することにより，大学の職員としての信用を傷つけ，又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。

(5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(教育に関する兼業の承認の取消し)

第 37 条 学長は，教育に関する兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは，その承認を取り消すものとする。

第 3 節 国等の行政機関の兼業

(国等の行政機関の兼業)

第 38 条 職員が次に掲げる国等の行政機関の兼業を行おうとする場合には，様式第 11 号による兼業承認申請書により，学長の承認を受けなければならない。

(1) 法令等の規定により，国立大学法人の職にある者が国等の行政機関の職を兼ねることが認められている場合

(2) 国家行政組織法第 8 条等に規定されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合又は当該審議会等の非常勤の職とその性格，職務内容，勤務条件等が類似している諮問的又は調査的な非常勤の職を兼ねる場合

(3) 前 2 号のほか，国等の行政機関が必要に応じて，設置している職を兼ねる場合
(国等の行政機関の兼業の承認基準)

第 39 条 学長は，職員から国等の行政機関の兼業の申請があった場合には，当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは，これを承認するものとする。

(1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため，職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。

(3) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(国等の行政機関の兼業の承認の取消し)

第40条 学長は、国等の行政機関の兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4節 独立行政法人等の兼業

(独立行政法人等の兼業)

第41条 職員が次に掲げる独立行政法人等の兼業を行おうとする場合には、様式第11号による兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

- (1) 独立行政法人等の規程等において、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合
- (2) 独立行政法人等において、共同研究及び共同利用研究等を行うため、当該独立行政法人等の職を兼ねる場合
- (3) 独立行政法人等の非常勤講師の職を兼ねる場合
- (4) 前3号のほか独立行政法人等が必要に応じて設置している職を兼ねる場合

(独立行政法人等の兼業の承認基準)

第42条 学長は、職員から独立行政法人等の兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (3) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障がないこと。

(独立行政法人等の兼業の承認の取消し)

第43条 学長は、独立行政法人等の兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第5節 国立大学法人等の兼業

(国立大学法人等の兼業)

第44条 職員が次に掲げる国立大学法人等の兼業を行おうとする場合には、様式第11号による兼業承認申請書により、学長の承認を受けなければならない。

- (1) 国立大学法人等の規程等において、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合
- (2) 国立大学法人等において、共同研究及び共同利用研究等を行うため、当該国立大学法人等の職を兼ねる場合
- (3) 国立大学法人等の非常勤講師の職を兼ねる場合
- (4) 前3号のほか国立大学法人等が必要に応じて設置している職を兼ねる場合

(国立大学法人等の兼業の承認基準)

第45条 学長は、職員から国立大学法人等の兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (3) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(国立大学法人等の兼業の承認の取消し)

第46条 学長は、国立大学法人等の兼業が前条各号の承認の基準に適合しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第5章 兼業の期間

(承認する期間)

第47条 兼業を承認する期間は、営利企業の役員等の兼業については、その役員等の任期等を考慮して定める期間、その他の兼業については、原則として2年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、4年を限度として承認することができる。

第6章 短期間の兼業

(短期間の兼業)

第48条 第26条から第46条までの兼業で、その兼業日数等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該所属の長の承認を受けなければならない。

- (1) 1日限りの場合
 - (2) 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合
- 2 前項の日数の算定に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、長期間継続する任期を有する場合には、学長の承認を受けなければならない。

第7章 勤務時間等

(勤務時間の扱い)

第49条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、勤務場間をさいて兼業に従事することができる。ただし、勤務時間をさいて兼業に従事した時間については、給与を減額する。

(勤務時間内の従事)

第50条 前条第1項の規定にかかわらず、第26条から第46条までの兼業のうち次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、無報酬の場合には、様式第12号による無報酬兼業届出書を学長に届け出ることにより、勤務時間内に従事することができる。ただし、第4号又は第5号に掲げるものについては、学長への届出は要しないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体におかれる審議会委員等の職を兼ねる場合(これらに準ずる職を兼ねる場合を含む。)
- (2) 国の行政機関，独立行政法人等又は国立大学法人等の職を兼ねる場合
- (3) 教育，学術，文化，スポーツの振興及び健康，福祉の向上を図ることを目的とする法人等の各種委員等の職務で，特に公益性が高いと認められる職(役員を含む。)を兼ねる場合
- (4) 学会等学術研究上有益であると認められ，当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等の職(役員を含む。)を兼ねる場合
- (5) 第48条第1項に該当するもので，学会等学術研究上有益であると認められ，当該職員の研究分野と密接な関係がある営利企業の事業以外の兼業(兼業時間数の制限)

第51条 兼業に従事する場合において，1週間の平均した兼業従事時間数の合計が，週16時間を超えてはならない。

第8章 雑則

第52条 この規程の施行に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成16年5月28日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において，既に承認等を受けている兼業については，従事内容に変更がない場合に限り，この規程により承認された兼業とみなす。

附 則

この規程は，平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において，既に承認を受けている兼業については，従事内容に変更がない場合に限り，この規程により承認された兼業とみなす。

附 則

この規程は，平成24年10月10日から施行する。

附 則(平成27年4月8日一部改正)

この規程は，平成27年4月8日から施行し，平成27年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

技術移転兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

技術移転兼業状況報告書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 10 条関係)

研究成果活用兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 14 条関係)

研究成果活用兼業状況報告書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 17 条関係)

監査役兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 19 条関係)

監査役兼業状況報告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 22 条関係)

その他の役員等兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 24 条関係)

その他の役員等兼業状況報告書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 26 条関係)

営利企業の事業に直接関与しない兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 29 条関係)

自営の兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 32 条第 1 項, 第 35 条第 1 項, 第 38 条, 第 41 条及び第 44 条関係)

兼業承認申請書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 50 条関係)

無報酬兼業届出書
[別紙参照]